

総合評価落札方式に関する制度改正

施工体制確認型の評価方法の改正等 R7.10.1入札公告より適用

1 施工体制評価点の評価方法の改正

施工体制評価点の評価方法を以下のとおり改正する。

- 工事費内訳書の内訳金額を基に評価する方法から、入札額に対応した内訳金額を基に評価する方法へ改正する。
※ 工事費内訳書の提出は、適切な積算が行われているか確認するためであり、入札額と不一致でも可。
(工事費内訳書の取扱はこれまでどおり変更はない)

2 入札書様式の改正

1の改正および審査事務改善に対応するため、総合評価落札方式にかかる電子入札書の様式を改正する。(右図参照)

- 入札額に対応する内訳金額の記載(入力)欄を設ける。
- 自己評価申告書の評価区分毎の評価点等の記載(入力)欄※を設ける。
※技術提案型は適用しない。

【改正後：電子入札システム改修イメージ画面】

電子入札システム

入札書

発注者名称: 兵庫県 契約担当者
兵庫県知事

調達案件番号: 029020000152013000300

調達案件名称: 20130405_一般(価格競争(長)

執行回数: 1回目

締切日時: 平成25年04月05日 11時10分

入札金額: [半角で入力してください]

(入力欄) (表示欄)

(入札額) 円(税抜き)

(入札金額内訳)

<input type="text"/>	直接工事費
<input type="text"/>	共通仮設費
<input type="text"/>	現場管理費
<input type="text"/>	一般管理費

評価区分毎の評価点) ※技術提案型は入力不要

<input type="text"/>	企業の施工能力
<input type="text"/>	配置予定技術社の技術力
<input type="text"/>	地域建設業者の育成
<input type="text"/>	減点
<input type="text"/>	OorX 追加資料の提出意思

※入札書提出後、入札金額および評価点は修正は出来ませんので、入力ミスにご注意ください。

入札金額と整合する工事費内訳金額を入札参加者が入力

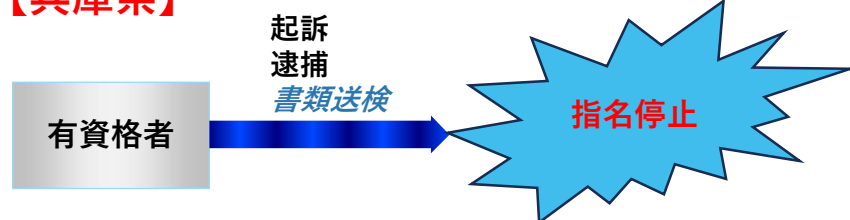
自己評価申告の評価点を入札参加者が入力

兵庫県指名停止基準・入札参加資格制限基準の改正

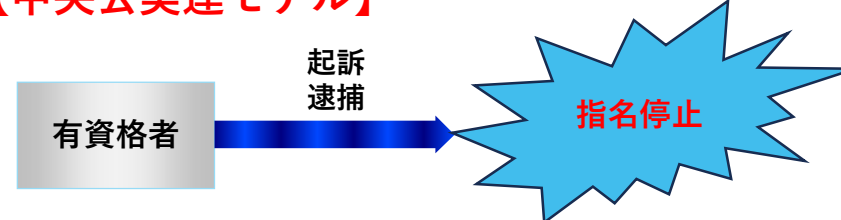
兵庫県指名停止基準と中央公契連モデルとの相違点

1. 兵庫県指名停止基準では、工事事務等に起因する労働関連法令違反などの各種法令違反を犯した事業者が、書類送検がされた段階で、指名停止を行うこととなっている。
(※ 中央公契連モデルでは、平成10年に書類送検は措置要件から削除されている。)

【兵庫県】

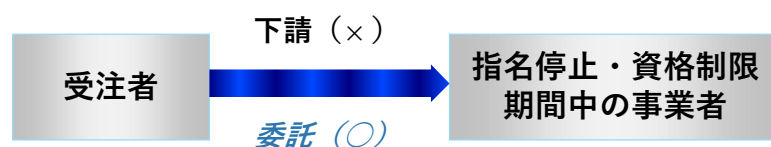


【中央公契連モデル】

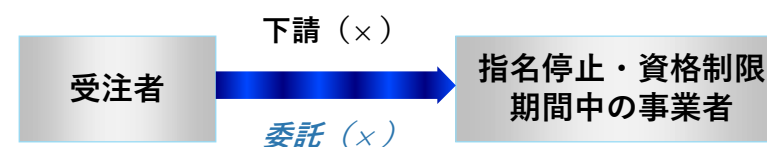


2. 兵庫県指名停止基準及び入札参加資格制限基準では、指名停止、資格制限措置期間中の事業者が、県発注建設工事等の下請となることは禁止しているが、受託をすることまでは禁止していない。
(※ 中央公契連モデルでは、指名停止期間中の事業者が、下請けまたは受託することを禁止している。)

【兵庫県】



【中央公契連モデル】



改正内容 R7.4.1適用

● 中央公契連モデルに準じた内容に改正

【改正内容】

- 工事事務及び各種法令違反による指名停止の措置要件から「書類送検」を削除
- 指名停止・資格制限期間中の事業者が県発注建設工事等の一部または全部を受託することを禁止

入札参加資格者名簿 技術・社会貢献評価項目の一部改正

建設業暴力追放活動の加点対象とする講習受講実績期間の改正

技術・社会貢献評価項目における建設業暴力追放活動

- 1 兵庫県では、入札参加資格者の格付け、入札参加要件に、技術・社会貢献評価項目を活用している。
- 2 技術・社会貢献評価項目の一つである建設業暴力追放活動では、**次の講習会等に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだ**場合に、技術・社会貢献評価数値の加点対象にしている。
 - ・公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター実施の不当要求防止責任者講習会
 - ・兵庫県建設業暴力追放協議会及び同協議会の賛助会員団体が実施する暴力団追放研修会
- 3 現在、不当要求責任者講習の受講は、**おおむね3年ごとに1回**とされている。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第18条2項)

改正内容 R7.10.1名簿更新分から適用

- 1 現行2年間としている**講習会等受講の実績期間を3年間に改正**する。
- 2 令和6・7年度名簿中間年の更新申請から対象（名簿更新R7.10.1 受付R7年5月末頃～6月中旬頃）
※新規の入札参加資格申請である追加受付も対象（名簿登載R7.10.1 受付R7.7.1～R7.7.10）

（参考）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時における特例措置

- (1) 令和3、4・5年度名簿では、受講の実績期間を2年間から3年間へ1年延長する特例措置を実施
- (2) 令和6・7年度名簿の基準受付から特例措置を終了（受講の実績期間を2年間とする）
 - ・令和5年5月22日に、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行